

特別徴収義務者の指定番号(7桁)

特別徴収義務者の法人番号(13桁)

## 年度 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

鳴門市長様  年 月 日 提出	申 請 者	名 称	この届出書 に 応答する 者の係及び 氏名並びに 電話番号	係	氏名 電話 局 番  (内線) 番
		所在地		日給 月給	
		支払者職氏名	給与支払の 方法及びそ の期日	⑩	

鳴門市税賦課徴収条例第38条の3の規定による特別徴収税額の特例について承認方を申請します。

### 一、特別徴収税額の納期の特例の制度について

- この特例の適用を受けることができる徴収義務者は、以前から給与所得の支払いを受ける者の人数が、常時10人未満である徴収義務者です。  
 〈注〉「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。
- 1に該当する徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、6月5日までに市長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払いに係る給与所得及び退職所得から特別徴収した市県民税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納付することになります。  
 6月から11月までの支給分      12月10日まで  
 12月から翌年の5月までの支給分      翌年6月10日まで
- 納期の特例について承認を受けた者は、以前から給与所得の支払いを受ける者が、常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。

◎滞納や著しい納付遅延があるような者については、その特例の承認を受けられないことがあります。

〈注意〉また、この承認を受けても、遅納したり、納付を遅延したりすると、この特例の承認を取り消されることがありますから、特にご注意願います。